

尾鷲市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保するため、尾鷲市（以下「市」という。）の資産を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の基準)

第3条 広告内容は、行政の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、市民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 謝罪広告
- (10) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安をあおる恐れのあるもの
- (12) 当該広告事業の内容を、国、地方公共団体、その他公共機関が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (15) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (16) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (17) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (18) 第三者を誹謗又は中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (19) 尾鷲市を誹謗又は中傷し、社会的な評価を低下させるおそれのあるもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。なお、広告の表

示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの
- (3) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (4) マルチ商法、催眠商法ほか、誤認を利用した詐欺まがい商法等の悪質商法とみなされるもの
- (5) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (6) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) たばこに係るもの
- (9) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (11) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (13) 市税を滞納している者
- (14) 市から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は業者として妥当でないと市長が認めるもの

3 次のいずれかの表現を含んだ広告は、広告利用者に誤解や不快感を与えるおそれがあるため、使用できないものとする。

- (1) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない表現
 - ア 誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招くもの
例：世界一、一番安い、等（表現に際しては根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心や投機心を著しくあおるもの
例：今が、これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味。）
 - ウ 使用者や利用者の体験談、感謝の言葉等を掲載した広告
 - エ 広告の内容が明確でないもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない表現
 - ア 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの（ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。）
 - イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するおそれのあるもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるおそれのあるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 未成年への飲酒や喫煙を肯定又は助長するおそれのあるもの

カ その他、青少年の心身、教育に有害なもの

(3) 前各項に掲げるもののほか、広告表現として妥当でないと市長が認めるもの

4 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについて、広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。

5 本条に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途要領に定めることができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(広告の掲載の期間)

第5条 広告を掲載する期間は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、広告の掲載料及び広告掲載決定後の手続き等は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の募集により申し込みがあったときは、申込期間終了後、速やかに第12条に定める審査会による審査の上、掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

2 第5条に定める枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合においては、次の順位により広告掲載を決定する。

(1) 公共性が高く、かつ市内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの

(2) 市内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

3 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 広告の内容等が第3条の規定に反すると判断したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が妥当でないと市長が認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかったとき及び第9条の規定により広告掲載を取り下げた場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、別途要領の規定に基づき、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 第8条の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、別途要領の規定がない限り、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(審査機関)

第12条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための審査会については、広告媒体ごとに別途要領に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、広告媒体ごとに別途要領に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。